

公 示 送 達 書

所沢市告示第 236 号

令和 8 年 5 月 11 日

下記の書類は、当市介護保険課に保管してありますから、来庁のうえ受領してください。
なお、介護保険法第 1 4 3 条において準用する地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

介護保険法第 1 4 3 条において準用する地方税法第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により公示します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

所沢市告示第237号

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合の換地計画について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第2項の規定により換地計画を公衆の縦覧に供し、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の2において準用する同令第3条の規定により次のとおり公告する。

なお、縦覧に供された換地計画について意見のある利害関係者は、令和8年5月11日から令和8年5月24日までの期間内に施行者に意見書を提出することができる。

令和8年5月11日

所沢市長 小野塚 勝俊

- 1 縦覧期間
令和8年5月11日（月）から令和8年5月24日（日）まで
- 2 縦覧時間
午前9時から午後5時まで
- 3 縦覧場所
所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合事務所
所沢市北秋津418番地の5
- 4 意見書の提出先
所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合

所沢市告示第 238 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」の下記事項について、同条第11項の規定による変更の届出があったので、同法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第5号の区分について告示する。

令和 8年 5月 11日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

変更があった事項及びその内容（所沢新田自治会）

- 1 代表者の氏名
及び住所
- 2 変更の年月日 令和 8年 4月 5日

所沢市告示 第239号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和8年5月11日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- 1 撤去した日 令和8年5月7日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 14台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)
- 5 返 還 場 所 喜多町自転車駐車場内保管場所
喜多町2番12号
電話04-2924-9419
月～土曜日(12/29～1/3を除く)
午前9:00～午後5:30
- 6 問い合わせ先
 - (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
 - (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140